

第1部 事業報告書

航空医学研究センターは、航空機乗組員の航空身体検査の実施、航空に関する医学的・人間工学的な研究の推進、航空医学等に関する知識の普及及び指導を図り、もって民間航空の安全に資することを目的としている。

平成26年度においてもこれらの目的を達成するため、以下のとおり各事業を実施した。また新公益法人制度にのっとり一般財団法人への移行申請を行い平成26年3月に認可を得て、平成26年4月1日に一般財団法人として再発足した。

1. 検査事業

当センターにとって収入の柱である検査事業については、航空身体検査を受ける航空機乗組員にとって受検しやすい体制及び施設にて効率的に実施するとともに、検査コストの低減に努めた。

平成25年度は、全日本空輸(株)の身体検査の更なる受注、新規航空会社・LCC等からの新規受注、大学の入試時身体検査の更なる受注、航空会社の採用時の身体検査の新規受注など、増収を目的とした多くの施策を講じた。

平成26年度は、全日本空輸(株)の身体検査の更なる受注、航空大学校の入試時身体検査の全面受注、その他身体検査の継続的な受注をはかり、収入は167,807,239円(前年比143.9%)となり前年より51,229,497円の増収となった。またあわせて費用について、その伸びを収入の伸び未満におさえることにより利益の増大をはかることができた。

その結果、経営基盤の安定化に大きく寄与することとなった。

(1) 航空身体検査等

航空運送事業に従事する航空機乗組員を対象に、航空法に基づく航空身体検査及び加齢航空機乗組員の付加検査を実施した。

航空身体検査は、内科、眼科、耳鼻咽喉科及び精神神経科の4科においてそれぞれ専門医による体制で実施した。

航空身体検査については全日本空輸(株)が2,572件(前年比96.4%)、他航空会社等が264件(前年比104.3%)となり、前年並みとなった。

加齢航空機乗組員の付加検査件数は、スクリーニング検査を含め707件(前年比85.4%)となり減少した。

さらに、全日本空輸(株)の航空機乗組員の社内身体検査について前年より拡大受注し、増収に大きく貢献した。

その結果、収入は 138,633,094 円（前年比 133.4%）となり、34,698,054 円の大幅な増収となった。

（２）大学入試等の身体検査

航空大学校の入試時身体検査を３年ぶりに全面受注するとともに、桜美林大学及び法政大学の入試時検査並びに在校生の航空身体検査についても実施した。

その結果、収入は 29,174,145 円（前年比 230.7%）となり、16,531,443 円の増収となった。

２．調査研究事業

航空医学の発展を通して航空の安全に寄与するため、引き続き航空身体検査のより適切な運用を検討し、航空医学が当面する諸問題や内外の航空医学に関する諸動向等について調査をしつつ討議を行い、下記の項目について具体的な研究を行った。

（１）自主調査研究

① 乗員健康管理に関する相談ヒアリング

平成 25 年度に自主調査研究として実施した「乗員の健康管理のあり方を考える検討会」のとりまとめを踏まえ、航空会社の健康管理に関して当センターが提供できる支援策を探るため、航空会社 15 社に対して相談ヒアリングを実施した。その具体的な成果として航空産業医を求めている航空会社に対して適切な候補者を紹介する等、個別の解決方策の提示を行った他、ヒアリング結果を基礎資料として今後のセンターの役割を検討することとした。

（２）航空局等からの委託を受けて行う調査研究等

① 加齢乗員のあり方に関する調査

現在、LCC 等や地域航空会社をはじめとして我が国航空会社において深刻な操縦士不足が生じている。

このような状況のなか、国の乗員政策等検討合同小委員会において、これらの操縦士不足を乗り越えるための一つの方策として、

加齢乗員のあり方について、「安全を確保した上で 65 歳以上の操縦士を活用する可能性、付加検査のあり方、健康管理のあり方等を含む加齢乗員のあり方について、加齢による医学的適性や技能面への影響等を考慮しつつ総合的な検討を行い、平成 26 年度内に一定の結論を得たうえで、必要な措置を講ずるべきである。」とされた。本調査は航空局から受託し、加齢乗員のあり方に関し必要な調査を行ったものである。

また、医学関係の有識者を中心とした「加齢航空機乗員のあり方検討委員会」の事務局を務め、4 回の会合を開催した。このうち第 3 回及び第 4 回の検討委員会については、公益財団法人航空輸送技術研究センターが事務局を務めた「航空機乗員の加齢と技能に関する調査検討委員会」と合同で実施し、両委員会の合同でのとりまとめを行った。

②航空会社における乗員の健康管理に関する実態等調査

現在、LCC 等や地域航空会社をはじめとして我が国航空会社において深刻な操縦士不足が生じている。

このような状況のなか、国の乗員政策等検討合同小委員会において、これらの操縦士不足を乗り越えるための一つの方策として、「航空会社、特に LCC 等における健康管理体制が確保できるよう、航空産業医及び健康管理担当者向けの操縦士の日常健康管理マニュアルの作成及び研修会の実施等航空会社の健康管理体制確保策について検討し、平成 26 年度内に結論を得たうえで、必要な措置を講じるべきである。」とされた。本調査は航空局から受託し、航空会社、特に LCC 等における乗員健康管理の実態等を把握し、各航空会社等が抱える課題を抽出分析したうえで、健康管理体制の確保に関する検討策をとりまとめた。

3. 普及指導事業

(1) 指定医講習会の開催

航空局が主催する全国の指定医に対する講習会については、2 年ぶりに当センターが受託して実施し、新たな指定医の指導・育成、及び現指定医の検査水準の向上に寄与した。

(2) 指定医療機関相談窓口の運用

航空局の要請により、平成 14 年度から全国の指定医療機関を対象とする相談窓口を開設している。平成 26 年度は電話によるものが 10 件程度、e-mail によるものが 10 件程度あり適切に対

応した。指定医や医療関係従事者の質問や相談に答えていくことにより適正な航空身体検査証明の実施に寄与した。

(3) 一般相談窓口の運用

航空機乗組員を志望する学生やその他一般の方々からの質問・相談についても、e-mail や電話により積極的に問い合わせに対応した。平成 26 年度は e-mail によるものが 130 件程度、電話によるものが 90 件程度であった。

(4) 航空医学に関する講義、講演について

航空大学校、航空保安大学校をはじめ、一般大学・各種団体に対し、航空医学に関する講義、講演を行った。

また航空業界において航空医学及び航空身体検査の適正な運用に関する知識を共有してもらうべく、公益社団法人日本航空機操縦士協会との共同開催による 2 回目のシンポジウムとして、「エアライン航空医学適性セミナー」を開催した。

(5) 乗務員の健康管理サーキュラー

航空機乗務員の、航空身体検査への理解や日常の健康管理に役立つ小冊子であるサーキュラーについて、第 34 号『脳波とは』を発行した。

(6) 『パイロットのための医薬品ハンドブック』の発行

平成 26 年 10 月 3 日付で改定された、航空局運航安全課長通達「航空機乗員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」に関し、関係者にその内容をわかりやすく解説するハンドブックを発行した。

(7) 『Guide for Aviation Medical Examination』の発行

平成 25 年 12 月に改定された航空身体検査マニュアル及び関連通達の英訳本(ただし付加検査関係は除く)を作成・発行し、昨今の外国人航空機乗組員の増加に伴う翻訳の要望に応え、円滑な航空身体検査の実施に寄与した。

(8) ホームページの運営

インターネット上に開設されたホームページについて、通達類の紹介ページの見直し等を進めた他、航空身体検査及び航空医学に関する情報を適時更新し、最新の情報を提供した。

以 上